

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 12 回 総会

発送日：令和 3 年 12 月 2 日

<議事次第>

1. 議事事項

- (1) 静岡市暴力団排除条例に係る規約及び補助金交付要綱の改正について（資料 1）
- (2) 専門委員の選任について（資料 2）
- (3) 令和 2 年度決算報告（案）（資料 3）
- (4) 令和 3 年度予算補正（案）（資料 4）
- (5) 監事の選任について（資料 5）

2. 報告事項

- (1) 議事概要（第 11 回総会、第 10 回合同部会）（資料 6）
- (2) 令和 2 年度取組み報告（資料 7）
- (3) 補助金にかかる連絡事項（資料 8）
- (4) 麻機遊水地サイン整備について（資料 9）
- (5) 麻機遊水地の規制について（資料 10）

3. その他

- (1) あさはた緑地交流広場の供用開始について（資料 11）
- (2) 麻機遊水地保全活用行動計画の見直しについて（資料 12）
- (3) 加藤島エリア環境整備計画について（資料 13）

静岡市暴力団排除条例に係る 規約及び補助金交付要綱の改正について

平成31年3月27日規則第8号にて静岡市補助金等交付規則が改正され、暴力団等の排除に関する条文が追記されました。

当協議会補助金制度はこの規則に準じているため、暴力団等の排除に関する条文を補助金要綱に加えます。

また、暴力団等の排除について協議会規約に記載がなかったため、静岡市暴力団排除条例に則り、協議会規約にも暴力団等の排除に関する条文を加えます。変更点につきましては、次頁以降の規約及び要綱の赤字部分をご確認ください。

なお改正案は、本総会での承認を以て施行を予定しています。

麻機遊水地保全活用推進協議会規約

麻機遊水地は、市街地に近接している貴重な緑地空間である。また、新東名高速道路、国道1号バイパス等からの交通アクセスが良く、周辺には医療・福祉施設が多数存在している。この立地条件を活かし、より一層、麻機遊水地が地域の活性化に資するため、麻機遊水地地区グランドデザイン（平成27年度静岡市策定）が策定され、「治水機能を確保しつつ、地域の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指す」ことが基本的な方針とされた。この方針において「自然環境の再生」「環境を活用した健康づくりの支援」「交通の利便性を活かした交流の拠点」「自然と歴史を体感する憩いの場」「周辺の福祉・医療機関や企業と連携した自然との共生」「豊かな自然を活かした体験の場」を6つの柱とし、麻機遊水地地区の地域振興が推進されているところである。

そのような中で、これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、今般、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地地区における官民一体となった総合的な保全活用の推進に向けた取組及び医療・福祉・農業を通じた障害者等の自立支援の場を創出する取組を円滑に推進するため、麻機遊水地保全活用推進協議会を次のとおり設立する。

（名称）

第1条 本会は、麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、麻機遊水地の治水機能を確保しつつ、自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）に基づく自然再生を推進し、かつ当該地域の活性化を図るため、麻機遊水地保全活用行動計画（以下「行動計画」という。）を作成し、当該地域における官民一体となった総合的な取組を推進することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）行動計画の作成及び運用に関すること。
- （2）法第8条に規定する自然再生協議会の所掌事務に関すること。
- （3）前号に掲げるもののほか、行動計画に基づく麻機遊水地地区における総合的な取組の推進に関し協議会が必要であると認める事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1委員の欄に掲げる委員及び静岡市長を構成員とする。

2 協議会に、次に掲げる会議を置く。

- （1）総会
- （2）自然再生部会、地域活性化部会及びベーター麻機部会（以下これらを「部会」という。）
- （3）専門委員会

3 協議会に会長及び監事2名を置く。

4 会長は、別表1会長の項に掲げる者とする。

5 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 監事は、別表1委員のうちから毎年度総会において定める。ただし、会長、部会長及び副部会長は監事を兼任できない。

8 監事は、会計及び事業を監査する。

(総会)

第5条 総会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事業計画及び予算に係る審議

(2) 決算に係る審議

(3) 監事及び専門委員の選任又は解任に係る審議

(4) 第3条の所掌事項に係る協議

(5) その他協議会の運営に関する重要事項の審議

2 総会の委員は、委員全員で構成する。

3 総会の会議は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その委任する者を総会の会議に代理出席させることができる。

6 会長は、総会の会議の議長となる。

7 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 総会は、必要があると認めるときは、総会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 第8条に規定する協議会員は、総会の会議を傍聴することができる。

(部会)

第6条 部会は、協議会の目的を達成するため、麻機遊水地の保全及び活用についての協議を行う。

2 部会の部会員は、第8条に規定する協議会員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、毎年度部会員の互選によりこれを定める。

4 部会の協議内容及び実施内容は、別に定める。

5 部会は、協議内容を総会に報告するものとする。

6 前条第3項、第6項及び第8項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において同条第3項及び第6項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項、第6項及び第8項中「総会」とあるのは「部会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(専門委員会)

第7条 専門委員会は、総会からの要請に応じ、麻機遊水地の自然再生について技術的及び学術的知見から助言及び提言を行う。

2 専門委員会の専門委員は、自然再生に関し優れた識見を有する者として別表2に掲げる者をもって充てる。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

(協議会員)

第8条 協議会に協議会員を置く。

2 協議会員は、個人又は団体若しくは法人の代表者で会長の承認を得た者とする。

3 前項の規定による承認を得て協議会員になろうとする者は、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。

4 協議会員は、次に掲げる事由に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡又は失踪の宣言

(3) 団体又は法人の解散

(4) 解任

(5) 暴力団(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(6) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(7) 暴力団員の配偶者(静岡県暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。)

(8) 暴力団員等と密接な関係を有するもの

5 協議会員が退会しようとするときは、第12条に規定する事務局に書面を提出しなければならない。

6 協議会は、協議会の運営に著しい支障をきたすときは、協議会員を解任することができる。この場合においては、あらかじめ当該協議会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第9条 協議会の経費は、静岡県及び静岡市からの負担金並びに協賛金をもってこれに充てる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、静岡市長をもって充てる。

3 顧問は、協議会の運営に関し指導及び助言をするほか、総会に出席し意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、静岡県静岡土木事務所企画検査課及び河川改良課並びに静岡市都市局都市計画部緑地政策課に置き、事務局長は、静岡市都市局都市計画部緑地政策課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月12日から施行する。

(部会長及び副部会長の選任の特例)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に選任される部会長及び副部会長は、第6条第3項の規定にかかわらず、会長が指名する。

(事業年度の特例)

3 施行日以後の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、施行日から平成29年3月31日までとする。

(継承措置)

4 この規約の施行の日の前日までに巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設置要綱の規定により行われた自然再生事業の実施及び維持管理に係る必要な協議、決定は、それぞれこの規約の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この規約は、 年 月 日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 5 条関係）

区分	委員
会長	東海大学名誉教授 田中博通
学識経験者	専門委員会 of 専門委員
地域代表	城北学区自治会連合会会長
	竜南学区自治会連合会会長
	千代田東学区自治会連合会会長
	麻機学区自治会連合会会長
	流通センター地区代表
行政機関	静岡県交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長
	静岡県静岡土木事務所長
	静岡県健康福祉部企画政策課長
	静岡市企画局企画課長
	静岡市環境局環境創造課長
	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
	静岡市都市局都市計画部公園整備課長
	静岡市建設局土木部河川課長
部会	部会長
	副部会長

別表 2（第 7 条関係）

所属	専門分野	氏名
静岡植物研究会 会長	植物	湯浅 保雄
NPO静岡県自然史博ネット理事	鱗翅類	高橋 真弓
日本野鳥の会 静岡支部 副支部長	鳥類	伴野 正志
静岡大学教育学部講師	爬虫類	加藤 英明

麻機遊水地保全活用推進活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 麻機遊水地保全活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、麻機遊水地とその周辺地域における自然の再生、維持を目的とした活動（以下「保全」という。）と、保全をより円滑に行うための経済基盤の確立と麻機遊水地の魅力を内外に向けて発信することを目的とした活動（以下「活用」という。）の推進及び支援をするため、協議会に所属する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる行動計画に準ずる活動を行う事業で、協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるものとする。

- (1) 良好な水環境の再生
- (2) 人と自然との持続的な関わりづくり
- (3) 在来種の保全と生態系のバランスの保持
- (4) 周辺とのネットワークづくり

2 補助事業は当該年度内に完了しなければならない。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、協議会及び部会に所属し、補助事業を行う団体とする。団体の最低構成人数は5人以上とし、複数の団体の構成員が同一であっても、事業内容及び事業実施場所に重複がない場合は補助対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、広報費、使用料及び賃借料、役務費で、別表に掲げる内容に支出するものであることとする。なお、行政機関に所属する者に対する旅費、人件費、報奨費、謝礼に類するものは補助金の交付対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に関わる総事業費から他の補助金・交付金の額を控除した額とし、1団体につき4月1日から翌年3月31日までの年間合計で20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、活動を行おうと

する前年度の12月15日（ただし、その日が日曜日または土曜日に当たるときは、その直前の金曜日とする。）までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 麻機遊水地活動費補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 年間事業計画書 (様式第2号)
- (3) 予算書 (様式第3号)
- (4) 支出内訳書 (様式第4号)
- (5) 支出内訳書の参考資料
- (6) 口座情報が確認できる通帳の写し
- (7) 構成員名簿
- (8) 平面図
- (補助金交付の決定等)

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、麻機遊水地活動費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を完了の日から30日以内に会長に提出しなければならない。なお、流用した場合は流用報告書（様式第7号）をあわせて提出するものとする。

- (1) 補助事業実績報告書 (様式第6号)
- (2) 決算書 (様式第3号)
- (3) 支出内訳書 (様式第4号)
- (4) 物品購入に伴う納品書の写し
- (5) 領収書の写し
- (6) 購入又は借り上げた資機材等の写真
- (7) 事業内容が確認できる写真（書面及び電子データ）
- (8) 事業内容に調査が含まれる場合、その調査結果が確認できるもの
- (9) 流用報告書 (様式第7号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 会長は、第6条の規定により提出された書類を審査のうえ、4月30日までに当該年度の補助金を交付する。

2 補助金は申請書に記載された指定口座への振込みにより交付する。

3 指定口座は団体の口座であることが確認できるものに限る。

(補助金の返還等)

第10条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 実績報告に不備がある場合

(2) 事業が予定の期間内に終了しない場合

(3) 事業の遂行が困難になった場合

(4) 決定金額から使用金額を減じた額に余剰が生じた場合

(5) 実施する事業内容が補助の目的に反した場合

(6) 事業の実績報告を期日までに行わず、また勧奨にも応じない場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした補助事業に係る経費は申請の対象外とする。

3 施行開始年度の補助事業の申請について、第5条の「4月1日」とあるのは「施行期日」、第6条の「前年度の12月15日」とあるのは「当該年度の10月31日」、第9条の「4月30日」とあるのは「12月28日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月13日から施行する。ただし、既に交付をうけているものはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、**年 月 日**から施行する。

別表（第4条関係）

	補助対象経費	概要
報償費	人件費	1人半日（3時間未満）500円、1日（3時間以上）1,000円以内、かつ、申請金額総額の3割を限度とする。）
	講師謝金	外部招聘のみとする。講師の旅費を含む。
消耗品費 （使用することで著しく消耗し、長期の利用が困難と認めるものが該当する。）	草刈替刃、鋸、鎌、ロープ、パレット、燃料、油脂類	見込みの利用量で計算すること。 具体的な型番等は不要とする。
	事務用品	筆記用具等。内訳記載時、具体的な型番等は不要。
	紙代	団体等で打ち合わせの際に利用する分として。
	食糧費	補助対象事業に不可欠とされるものに限る。
	その他これに類するもの	
印刷製本費	イベント開催チラシ	印刷代。
	啓発用パンフレット	※デザイン料は役務費として計上すること。
	会議資料の印刷発注費、コピー使用料	外注の紙代。
	その他これに類するもの	
広報費	雑誌掲載料、インターネット掲載料、その他これに類するもの	情報を発信するのに要する費用。
使用料及び賃借料	テントレンタル費、テーブルレンタル費、イスレンタル費、トイレレンタル費、会場借上げ料、レンタカー代 その他これに類するもの	イベントの開催に要する費用を認める。
役務費	原稿料、イラスト料、耕耘作業料、イベント保険料、受付事務手数料、廃棄物処分手数料、郵送料、通信運搬費 その他これに類するもの	

その他、会長が特に必要と認めるもの

備考

次に掲げるものは、上記にかかわらず対象経費としない。

- (1) 食事及び飲み物のうちアルコール類
- (2) 商品券等の金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入経費
- (4) 旅行を目的としたイベント等の旅費
- (5) 家賃（敷金、礼金を含む。）
- (6) 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- (7) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- (8) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- (9) その他事業実施に直接関係のない経費、会長が社会通念上適切でないと認めた経費等

専門委員の選任について

専門委員会では、以前より専門委員の拡充を図りたいとのご意見が挙がっておりました。そのためこの度事務局より、現在自然再生部会の副部会長を務めておられる西廣淳様を専門委員に推薦いたします。

西廣様におかれましては、現在国立環境研究所気候変動適応センターに勤められており、生態学、植物学を専門とし、特に河川・湖沼・湿地の自然再生について実質的な研究を進めていらっしゃいます。

麻機遊水地においても、これまで第3工区での火入れ実験や、支援学校と協力したシードバンクの発芽実験など、自然再生の取組みに積極的に関わっていただき、今後は専門委員の御立場からご指導をいただきたいと考えております。

なお西廣様には、本総会での承認を以て専門委員に就任していただく予定です。

協議会規約 別表2（第7条関係）変更（案）

所属	専門分野	氏名
静岡植物研究会 会長	植物	湯浅 保雄
NPO静岡県自然史博ネット理事	鱗翅類	高橋 真弓
日本野鳥の会 静岡支部 副支部長	鳥類	伴野 正志
静岡大学教育学部講師	爬虫類	加藤 英明
国立環境研究所気候変動適応センター	生態系	西廣 淳

令和2年度 麻機遊水地保全活用推進協議会 決算(6月30日現在)

歳入					歳出				
科目	内訳	予算額	決算額	増減	科目	内訳	予算額	決算	増減
前期繰越金		221,336	221,336	0	協議会活動経費		474,000	2,460,836	1,986,836
負担金		14,000,000	14,000,000	0	謝金		294,000	419,500	125,500
静岡県負担金		7,000,000	7,000,000	0	使用料及び賃借料		0	0	0
静岡市負担金		7,000,000	7,000,000	0	役務費		130,000	38,295	-91,705
雑収入		0	101	101	需用費		50,000	463,371	413,371
戻入金		0	160,918	160,918	備品購入費		0	1,539,670	1,539,670
					補助金交付費		1,382,000	1,381,714	-286
					報償費		414,000	333,500	-80,500
					委託費		11,580,000	9,856,000	-1,724,000
					事務局運営経費		150,000	131,340	-18,660
					予備費		221,336	0	-221,336
					支出小計		14,221,336	14,163,390	-57,946
					次期繰越金		0	218,965	218,965
		14,221,336	14,382,355	161,019			14,221,336	14,382,355	161,019

令和2年度決算報告

(歳入)

- ・平成31年度からの繰越金は221,336円です。
- ・負担金は、静岡県、静岡市からそれぞれ700万円ずつ収入しています。
- ・雑収入は銀行の預金利息で101円です。
- ・補助金戻入金は、申請団体に給付した活動補助金のうち未執行分の返還によるものです。
今年度の戻入金は6団体160,918円です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自然観察会・イベントなどの交流事業の中止・縮小による未執行であります。
- ・以上、歳入合計は14,382,355円で、予算額から161,019円の増額です。

(歳出)

- ・協議会活動経費のうち、専門委員に対する資料作成等にお支払いする謝金は、現在進めている図鑑作成に伴う作業量から、予算を上回る419,500円を支出しました。
- ・需用費は消耗品等に支出するものですが、麻機遊水地の広報映像を作成したため、予算を上回る463,371円を支出しました。この映像資料はあさはた緑地センターハウスでご覧いただけます。
- ・協議会活動経費のうち、当初予算になかった備品購入費として手押し草刈機1台、肩掛け式草刈機4台、ブロワー2台、水消火器5つ、映像資料作成用のパソコン1台等を購入しました。
- ・委託費は、コロナウィルスの感染拡大による遊水地フェスタ中止に伴い設営補助委託料が減額されています。
- ・以上、歳出合計は14,163,390円で、予算額から57,946円の減額です。

歳入、歳出の合計の差額218,965円が令和3年度への繰越額となります。

令和3年度 麻機遊水地保全活用推進協議会 予算(補正案)6月30日現在

歳入					歳出				
科目	内訳	当初 予算額	補正 予算額	増減	科目	内訳	当初 予算額	補正 予算額	増減
前期繰越金		31,358	218,965	187,607	協議会活動経費		381,000	383,000	2,000
負担金		14,000,000	14,000,000	0	謝金		294,000	294,000	0
静岡県負担金		7,000,000	7,000,000	0	使用料及び賃借料		0	0	0
静岡市負担金		7,000,000	7,000,000	0	役務費		39,000	39,000	0
雑収入		100	100	0	需用費		48,000	50,000	2,000
					備品購入費		0	0	0
					補助金交付費		1,839,000	1,839,000	0
					報償費		391,000	391,000	0
					委託費		11,300,000	11,300,000	0
					事務局運営経費		120,000	145,000	25,000
					予備費		458	161,065	160,607
		14,031,458	14,219,065	187,607			14,031,458	14,219,065	187,607

令和3年度予算 補正案

※ともに3月総会以後の補正項目のみ説明

(歳入)

- ・令和2年度からの繰越金は218,965円です。今年3月の総会では暫定予算31,358円で承認いただきましたが、戻入金等の増額により金額を修正します。
- ・以上、歳入合計は14,219,065円で、昨年度決算額から163,290円の減額です。

(歳出)

- ・歳入の増額に伴い、各科目を増額します。
- ・需用費は50,000円、事務局運営経費は145,000円とし、金額等の調整を目的とした予備費は161,065円です。今年3月の総会では暫定予算で需用費48,000円、事務局運営経費120,000円、予備費458円で承認いただきましたが、歳入の増額により金額を修正します。
- ・以上、歳出合計は14,219,065円です。

必要に応じ、科目間の流用を行い効果的な執行を行います。

令和3年度 監事の選任について

令和3年度の監事について、事務局より提案いたします。

昨年度は、民間から協同組合静岡流通センターの伊藤様、静岡県職員から静岡土木事務所所長の吉澤様にお願いしましたので、今年度は、民間から麻機学区自治会連合会会長の剣持邦明様、県職員から健康福祉部企画政策課長の民谷直弘様を推薦いたします。

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 11 回総会 議事概要

1. 開催概要

第 11 回総会については、コロナウイルス感染防止のため、参集はせず委員に資料及び議事書を送付し署名にて決議をとった。

議事書送付日：令和 3 年 3 月 17 日（水）

議事書回収日：令和 3 年 3 月 24 日（水）

内 容：

<議事事項>

- ・令和 3 年度協議会予算（案）
- ・令和 3 年度取組み計画（案）
- ・協議会所有の備品について

<報告事項>

- ・議事概要（第 10 回総会議事概要、第 1 回部会長会議、第 6 回専門委員会）
- ・令和 2 年度協議会決算見込み
- ・麻機遊水地の生き物図鑑作成について
- ・麻機遊水地サイン計画の検討について
- ・麻機遊水地植生調査について
- ・麻機遊水地内の樹木管理について

2. 議事概要

(1) 議事書返送状況

17/23 件（回収率 74%、過半数達成）

賛成 17 票 / 反対 0 票

(2) 意見・質問など

①令和 3 年度協議会予算（案）

⇒ 事務局回答

- ・補助金等有効に活用されるよう願います。
⇒団体活動補助金については麻機遊水地の保全と活用にかかる活動に対して支出するものであり、各団体の円滑な活動に資するよう、事務局としても願うものであります。
- ・団体（個人を含む）の当協議会への新規加入については、加入の過程を定めるとともに、適正な手続きを取ることを。
⇒会員の新規加入は当協議会の趣旨に沿った活動を行う方々に対して門戸を開いております。会員の増加が協議会の活性化に資することを願うものであります。
新規加入した会員の承認については、入会申込書に承認欄を設け会長にサインをいただく、周知については、合同部会及び総会等で紹介し会員への周知を図るなど、承認及び周知方法について今後検討を行います。

②協議会所有の備品について

- ・協議会で購入したカヌーは必要なのか？ 調査、イベントに使用するのであれば、平底のアルミ船（軽トラに乗るサイズ）でも充分ではないか。
⇒カヌーは、保全のための調査・外来種駆除に使用するほか、遊水地フェスタ等におけるカヌー体験の人気を鑑み、地域活性化部会でも効果が見込めるものとして購入したものであります。会員の皆様には様々な場面で活用していただくことを願います。
- ・第3工区の農器具倉庫などトイレとともに早期整備して下さい。公園整備は遅れても構いませんが、それまでの間、活動しやすいように施設して下さい。カヌーや耕運機など一括して管理できるように願っています。ゆららからカヌーを移動するなど、利用者は困ります。公道を通らなくてよいように。
⇒「ゆらら」にカヌーを配置したのは、置き場所ということではなく、地域活性化部会から「ゆらら」と連携した体験事業の提案があったもので、「ゆらら」への配置が周辺機関との連携に大きな効果があるものとして実施しました。

③その他

- ・第3工区内に、トイレを早期に設置して下さい。
⇒第3工区のトイレ建設予定地については、盛土の自重による地盤造成を行っているところであります。地盤の安定を確認次第、建築に向けて事業を進めます。
- ・指定管理者と協議会とで協働する計画があればご紹介ください。
⇒あさはた緑地交流広場への指定管理者制度の導入が、麻機遊水地の保全と活性化に資するよう、今後よりよい連携が進められればと考えます。事業については随時情報発信していきます。

麻機遊水地保全活用推進協議会

第 10 回合同部会 議事概要

1. 開催概要

第 10 回合同部会については、コロナウイルス感染防止のため、参集はせず部会員に資料を送付し、意見を聴取した。

資料発送日：令和 3 年 10 月 20 日（水）

意見書回収日：令和 3 年 11 月 5 日（木）

内 容：

＜報告事項＞

- (1) 静岡市暴力団排除条例に係る規約及び補助金交付要綱の改正について（資料 1）
- (2) 専門委員の選任について（資料 2）
- (3) 議事概要（第 9 回合同部会、第 11 回総会）（資料 3）
- (4) 令和 2 年度取組み報告（資料 4）
- (5) 令和 2 年度決算報告（案）（資料 5）
- (6) 令和 3 年度予算補正（案）（資料 6）
- (7) 補助金にかかる連絡事項（資料 7）
- (8) 麻機遊水地サイン整備について（資料 8）
- (9) 麻機遊水地の規制について（資料 9）

＜その他＞

- (1) あさはた緑地交流広場の供用開始について（資料 10）
- (2) 麻機遊水地保全活用行動計画の見直しについて（資料 11）
- (3) 加藤島エリア環境整備計画について（資料 12）

2. 議事概要

(1) 合同部会の内容に関する意見

①麻機遊水地サイン整備について（資料 8）

⇒ 事務局回答

- ・サクラタデ自生地への誘導板をタイコ橋の手前にも設置して欲しい。
⇒設置に向けて検討します。
- ・麻機遊水地のサインについて、先に公園として整備したあさはた緑地にはすでに誘導表示を設置してあるため、新たに設置するものについてはあまりデザインが乖離しないように配慮してほしい。
⇒既存の表示等のデザインを参考にします。

②資料中の文言について（資料 11）

- ・下から 4 行目「今回の合同部会・総会」とは「今年度の」という意味ですか。それとも第 10 回合同部会を指しているのですか。それなら「総会」は余分です。
⇒今回の「第 10 回合同部会」及び、11 月に通知を予定している「第 12 回総会」を指しています。

③加藤島エリア環境整備計画について（資料 12）

- ・ 加藤島エリアについて、巴川下流から土手にある桜並木が延長されるとよいと思っている。また桜だけでなく、エリア内に高低差をつけ、丘の様な箇所を造る事で治水施設としての機能も生かした散策エリアを希望する。また桜だけでなく、四季を楽しめる樹木があれば散策もよりよいものになると思う。個人的には、ドウダンツツジや紅葉（春・夏・秋と違う景色が見れる）、あじさい、つつじ、コキアがよいと思う。自然の中とところどころで良いので点在していると嬉しい。
⇒桜の植樹について、治水施設に影響がない範囲内で検討いたします。エリア内で丘の様な高低差を付けた散策路の設置について、貯水容量に影響がない範囲で検討いたします。他の植物については、意見を参考にさせていただきたいと思います。
- ・ 「斜川」とは何か。「せせらぎ」とはビオトープであるか。「現時点の計画」というのは、計画を実施予定だという理解であっているか。
⇒斜川は加藤島エリアの流入樋門付近を流れていた市管理河川で遊水地の整備に伴い、現在は遊水地の一部になっております。また、せせらぎとはビオトープのようなものではなく、散策路沿いに水の流れを作るようなものを計画しております。また、「現時点の計画」については、現在詳細設計を行っており、この計画をもって来年度以降順次着手する予定です。
- ・ 雑草が生い茂り、人が入れない状態であるため、できるだけ早くきれいにしたい。
散策することができたらうれしい。
⇒除草については適切な維持管理ができるよう予算確保に努めてまいります。現在詳細設計を行っており、この計画をもって来年度以降順次着手する予定です。
- ・ まず市民に親しまれることに重点を置いて欲しい。完成後には十分な草刈り等をして欲しい。現在の第3工区のように、雑草が生い茂り特別な人以外足を踏み入れようと思わないような風景にはしたくない。散策路を造成しても管理不十分だと市民が足を踏み入れられないと思われるため、荒廃地にならない管理を要望する。
⇒今後、詳細設計を進めるうえで、市民に親しまれるように検討いたします。除草について適切な維持管理ができるよう予算確保に努めてまいります。
- ・ 周囲の堰堤には樹木を植栽して市民に緑を提供する方策も重要と思われる。樹種は桜が良いと思う。これから造成される広大な遊水地に先駆けて、市民参加の公園化も必要な項目だと思う。（別途要望書の提出あり）
⇒桜の植樹について、治水施設に影響が無い範囲で検討いたします。

(2) 麻機遊水地での取組みに関する意見

①各部会の会議について

- ・ アフターコロナに於いては各部会への行政の方の出席をお願いしたい。その場で答弁できる方がよい。一部マニアの遊水地ではなく、住民が参加できる、活動したくなる交流の場としたい。
⇒検討します。

②施設整備について

- ・サクラタイベントへの問い合わせの電話が約 80 件あったが、その約半分が麻機街道から 4 工区への入口がわからないというものだった。入口付近に案内板が欲しい。
⇒周辺道路への案内看板設置等、誘導方法については道路管理者との協議などを今後検討する必要があります。
- ・散策路のところどころにベンチが欲しい。
⇒遊水地の本来の目的は治水施設であり、緑地エリアを除き基本的には出水時に流される恐れのある工作物については設置が制限されます。
- ・遊水地は、アクセスは良いが駐車スペースが少ないので、数台ずつの駐車スペースが数ヶ所欲しい。そうするとパトロールもしやすいと思う。
⇒遊水地の本来の目的は治水施設であり、現在設置されている駐車スペースは施設管理者が点検時に使用する必要最低限のものとなっています。今後、第 3 工区等、緑地の施設計画時において駐車場の配置を検討します。

(3) その他

①協議会名簿について

- ・最新版の協議会会員名簿はあるか。あるならば、個人情報等で秘匿する必要のある部分を除き配布して欲しい。名前だけでも良い。
⇒名簿については個人情報に係るものとなるため、ご希望に応じた必要部数のお渡しとさせていただきます。

②バイオマスについて

- ・会長の田中先生が遊水地の河川管理で発生する雑草や伐採樹木を燃料とした小型木質バイオマス発電装置の開発を進めていると聞いている。協議会として何か協力できることはないか？
⇒田中先生が現在研究開発している熱電併給の草木バイオマス発電装置は、令和 3 年度も静岡県の補助金で開発しており今年度実用化します。今後協力いただける企業体が出てきて事業として成立すれば、麻機遊水地内の刈草や伐木等を利用して電力と熱を利用する事業を考えることが重要となります。

③あさはた緑地へのアクセス路について

- ・こども病院前の信号から北に向かってあさはた緑地に曲がるところの交差点に横断歩道が無く、あさはた緑地に行く車椅子の利用者が渡れずにいる姿をときどき見かけ、気になっている。
⇒横断歩道の設置は、静岡県公安委員会の所管となります。地元自治会等からの要望を受けた公安委員会が自動車や横断歩行者の交通量や利用状況を総合的に判断し、設置の可否を決定します。

令和 2 年度 協議会の取組み報告

1. 取組み一覧

(1) 自然再生部会

	団体	実施内容	工区
1	麻機湿原を保全する会	・草刈 ・夜の昆虫観察会 ・サクラタデ観察会 ・魚類調査 ・パトロール	第 4 工区
2	麻機ウェットランドクラブ	・ミズアオイ等攪乱依存種の保安全管理活動 ・オニバスの保安全管理活動 ・カヤネズミの生育環境の保全 ・自然観察会、学習会 ・他団体、地元イベントへの参加	第 1、3 工区

(2) 地域活性化部会

	団体	実施内容	工区
1	麻機遊水地柴揚げ漁保存会	・柴揚げ漁 ・柴揚げ漁実施会場の草刈り、ごみ拾い	第 3 工区
2	麻機学区自治会連合会	・水田、ハス田の維持管理 ・遊水河津桜 草刈り等の維持管理 ・どんど焼き	第 1 工区
3	あさはた緑地公園愛護会	・水田、ハス田の維持管理 ・遊水河津桜 草刈り等の維持管理 ・どんど焼き	第 1 工区
4	麻連ひまわりロード(つとむ会)	・花壇作業(除草、花苗植え、種まき等)	第 1 工区

(3) ベーテル麻機部会

	団体	実施内容	工区
1	ベーテル麻機部会	・福祉農園、水田の維持管理	第 3 工区
2	ベーテル麻機遊水地安東川ネットワーク	・オニバス育成池の清掃(城北小) ・施設開催のイベントへの出展 ・運営委員会の開催	第 2-1 工区
3	地域の庭を作る会	・堤防部の除草、花壇整備 ・福祉農園の維持管理	第 3 工区

(4) 事務局

	項目(行動計画)	実施内容	工区
1	生き物・パネル展示、出前講座	・各種イベントや施設でのパネル展示	第 1,3,4 工区
2	広報活動	・ホームページ維持管理、会報発行 ・いきもの図鑑の企画検討	-
3	利用に関するルール作りとその周知	・利用ルールのサイン計画	-

2. 取組み写真

①麻機湿原を保全する会



夜の昆虫観察会



サクラタデ観察会



魚類の展示

②麻機ウェットランドクラブ



湿地の攪乱作業



「沼の婆さん」の紙芝居



オニバスの観察



ミズアオイ観察会



お散歩観察会



カヤ原の整備作業

③麻機遊水地柴揚げ漁保存会



柴揚げ漁



魚の展示



パンの無料配布

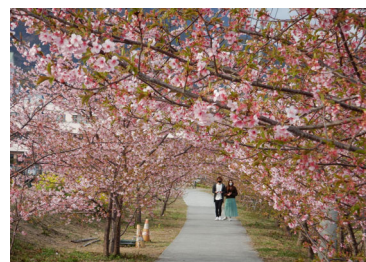
④麻機学区自治会連合会・あさはた緑地公園愛護会



どんど焼き

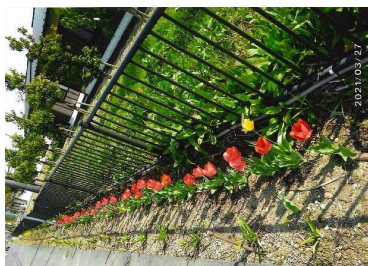


河津桜



河津桜

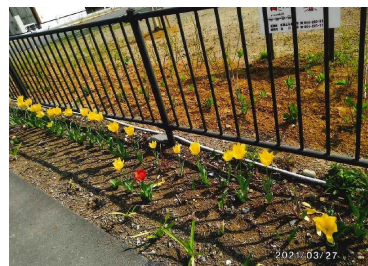
⑤麻連ひまわりロード（つとむ会）



花壇の整備



花壇の整備



花壇の整備

⑥ベーター麻機部会



田植え



水田



稲刈作業



農園作業



農園作業



農園収穫

⑦ベーター麻機遊水地安東川ネットワーク



オニバス育成池の清掃(城北小)



オニバス育成池の清掃(城北小)

⑧地域の庭を作る会



福祉農園の維持管理



堤防花壇作業

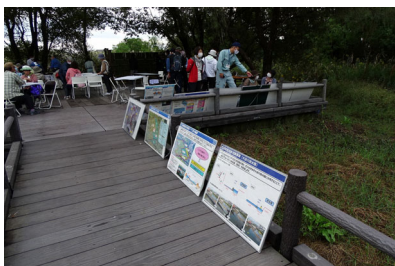


堤防の除草

⑨事務局



パネル展示



パネル展示

3. 取組み箇所



麻機遊水地保全活用推進協議会 団体活動補助金にかかる連絡事項

1 令和4年度 活動補助金について

来年度の活動補助金については、例年通り取り扱いますのでよろしくお願いいたします。

申請を予定している団体は、

下記の書類を事務局まで提出をお願いいたします。

様式第1号 麻機遊水地活動費補助金交付申請書

様式第2号 年間事業計画書

様式第3号 予算書

様式第4号 支出内訳書

見積書等の参考資料

提出締め切りは12月15日（水）必着ですので、遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

2 令和3年度 活動補助金について

今年度の活動については、今後も計画的な実施に努めてください。補助金の目的外使用や、事業未執行による剰余額は返還の対象となりますので、適正な会計執行を心掛けてください。

報告書の提出期限は事業終了後一か月以内となりますので、遅れることのないよう報告をお願いいたします。

麻機遊水地サイン整備について

麻機遊水地第3工区は公園整備計画があり、今後園路形態や施設などが変わる可能性があるため、整備が完了している第4工区よりサイン整備を行います。

①ルール看板

- 第4工区の既設ルール看板を書き換える

※管理者として禁止するルールを記載する。(協議会としてのルールは、啓発事項として「②案内看板」に記載)

■既設看板



■板面イメージ



禁止事項

- 園路以外への自転車の乗入れ
- ゴミ・アキ缶・アキビン等をすてること
- 犬の放し飼い(運動)、**フンの放置等**
- 施設の設置、植樹等**
- たき火・野宿等
- ゴルフ等、他人に迷惑をかけること

※赤字：変更箇所

③説明板

- 主な保全箇所に、植物の紹介や注意事項等を記した看板を設置する
- 掲載内容：植物の名称、写真、説明、注意事項
- 設置箇所：ミズアオイ、サクラタデ、オニバス保全箇所

■板面イメージ



※注意事項※

- ここは、協議会の自然再生エリアです
- ミズアオイを持ち出さないでください

麻機遊水地保全活用推進協議会



イメージ図

④誘導表示板

- 主な施設や保全箇所までの方向を示す表示板を設置する。

■第4工区表示名

- 出入口
- トイレ、駐車場
- 池の森
- 野球場
- 多目的広場
- ふれあい広場
- サクラタデ生育箇所
- オニバス生育箇所



イメージ図

②案内看板

- 第4工区の既設案内看板を書き換え、板面デザイン、内容を統一する
- 掲載内容：全体図、主な保全箇所及び植物、生き物紹介(パンフレットより抜粋)、啓発事項

■既設看板



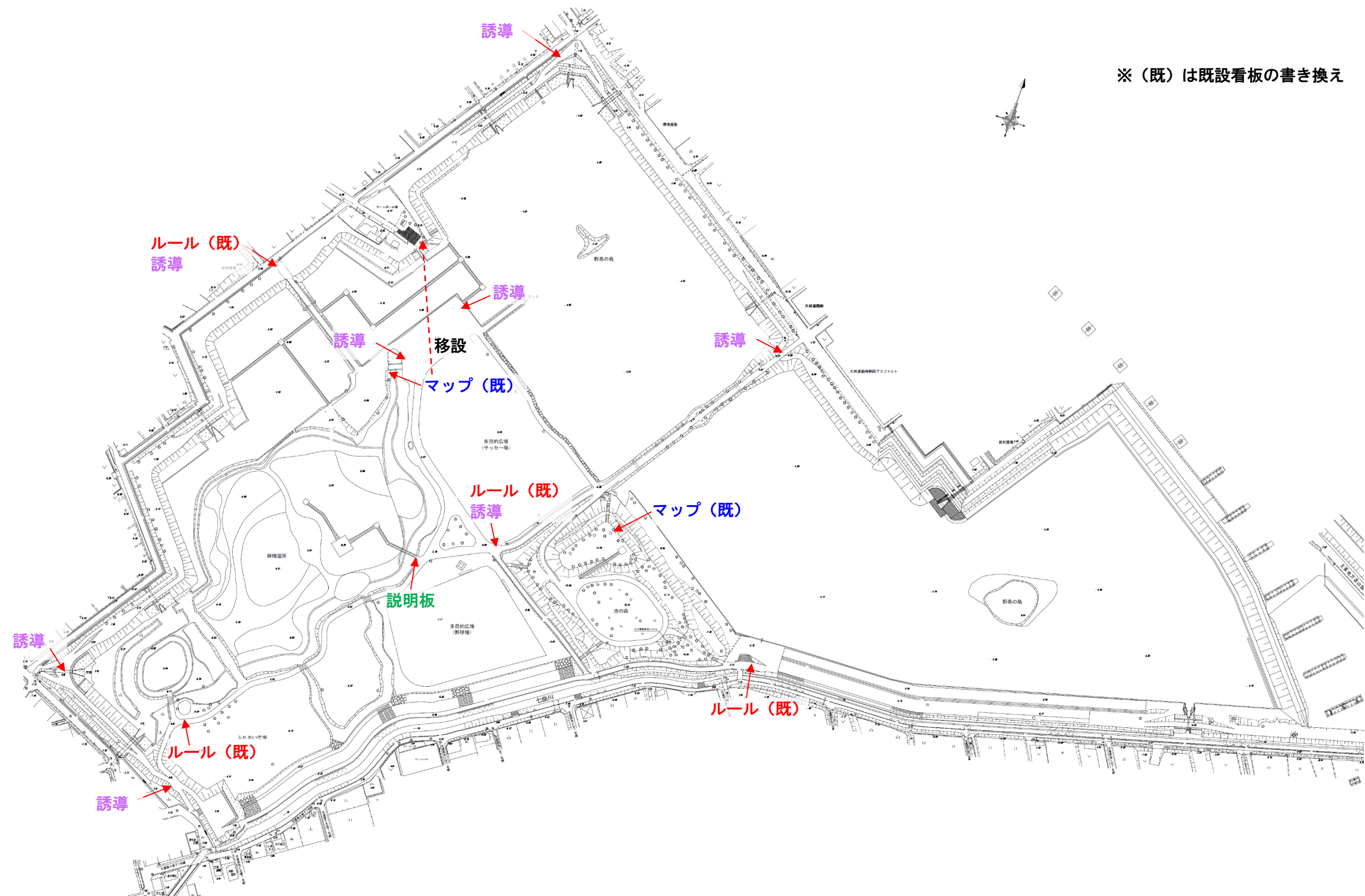
■板面イメージ(地図は第3工区)



遊水地の自然を守ろう

- 遊水地外の動植物や土を、遊水地内に持ち込まない
- 動植物の乱獲、販売目的の採集をしない
- 園路、広場以外の場所(池や湿地、保全箇所など)には立入らない
- 動植物に悪影響を及ぼす利用はしない

麻機遊水地保全活用推進協議会



麻機遊水地の規制について

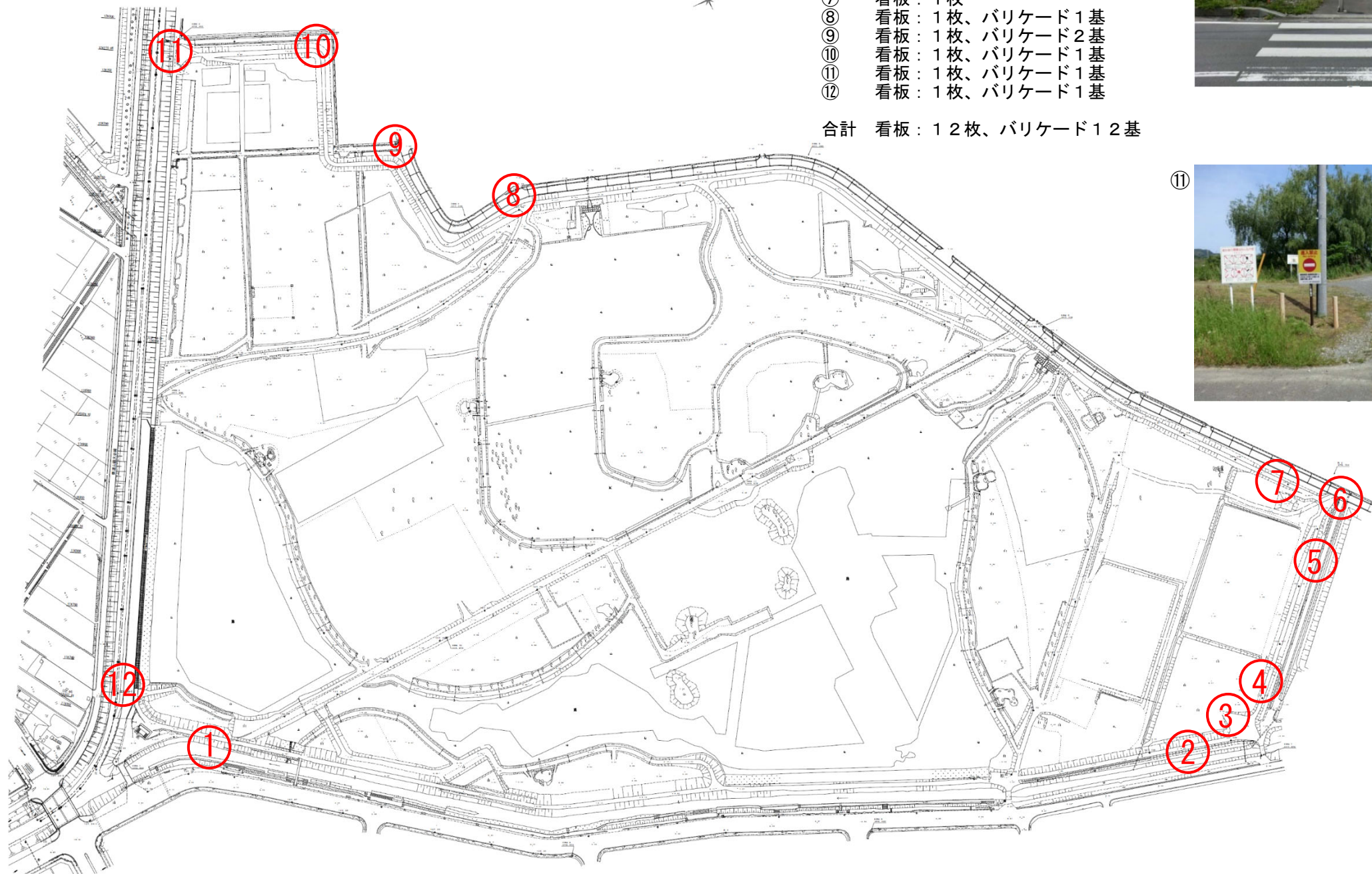
以前から協議会員よりオートバイの進入や出入り口付近の迷惑駐車の問題が意見として上がっていました。これらの対策として、オートバイの進入に対しては注意喚起看板、迷惑駐車に対しては防止用バリケードを設置しました。

◆麻機遊水地 注意喚起看板およびバリケード設置箇所 -第3工区-

3工区注意喚起看板等配置数量一覧表

①	看板：1枚、バリケード1基
②	看板：1枚
③	看板：1枚、バリケード2基
④	看板：1枚
⑤	看板：1枚
⑥	看板：1枚、バリケード3基
⑦	看板：1枚
⑧	看板：1枚、バリケード1基
⑨	看板：1枚、バリケード2基
⑩	看板：1枚、バリケード1基
⑪	看板：1枚、バリケード1基
⑫	看板：1枚、バリケード1基

合計 看板：12枚、バリケード12基



◆麻機遊水地 注意喚起看板およびバリケード設置箇所 -第4区-

4工区注意喚起看板等配置数量一覧表

①	看板：1枚、バリケード1基
②	看板：1枚、バリケード3基
③	看板：1枚、バリケード1基
④	看板：1枚、バリケード1基
⑤	看板：1枚、バリケード1基
⑥	看板：1枚、バリケード3基
⑦	看板：1枚、バリケード1基
⑧	看板：1枚、バリケード1基
合計	看板：8枚、バリケード12基



あさはた緑地の供用開始について

静岡市が麻機遊水地第Ⅰ工区に整備していた都市緑地「あさはた緑地」について、主な工事が完了し令和3年4月1日より全面供用を開始しました。公園整備にあたっては、協議会会員の皆様のご協力を得て 80 回に及ぶワークショップを実施し、議論を重ねて公園の設計を行いました。



静岡市が平成27年度に策定した「麻機遊水地地区グランドデザイン」の基本方針を活かし、あさはた緑地は「麻機地区固有の自然環境の保全と活用をし、施設全体で憩い、遊び、体験し、及び学びの場を提供すること」を目的とした施設としました。

陸地部分の管理にあたっては緑地の維持や環境学習に専門知識を有するものが不可欠であると考え、一般社団法人「グリーンパークあさはた」を指定管理者に選定しました。

あさはた緑地は、静岡市の都市緑地としてだけでなく、協議会の皆様と連携を進めて麻機遊水地のビジターセンターとして情報発信を行っていきますので、よろしくお願いいたします。



問合せ先 静岡市緑地政策課
麻機遊水地緑化推進係 杉本
054-221-1251

麻機遊水地保全活用行動計画の見直しについて

当協議会が2017年度に策定した麻機遊水地保全活用行動計画については、2年間運用の後に見直しを行い、現在は改訂1版として2019年度から運用されています。

この中では、本計画の第2期実施計画は2019年度から2022年度までが示されています。

2023年度からの第3期実施計画を策定するにあたり、遊水地を取り巻く環境の変化や、会員各位が実際に活動されている内容の評価・検証、またこれから計画されている行動を具体的に行動計画に盛り込む必要があります。

正式な改訂年度は来年度になりますが、今回の合同部会・総会を以て会員の皆様に事前にお知らせし、各活動の洗い出しをお願いするものであります。

ご回答いただく内容・書式については追ってお知らせしますので、各団体の会合等で周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

麻機遊水地第2工区加藤島エリア 環境整備計画について

麻機遊水地第2工区加藤島エリアは、これまで地元から堤防の緑道整備（舗装、桜の植樹）やハス池等の環境整備に関する要望が挙がっており、遊水地整備の完了後、環境整備を実施する予定となっております。

計画内容については現在検討を進めており、現時点では下記の内容を想定しております。

つきましては、協議会員の皆様にもご意見を伺いたいたため、現時点での計画内容を踏まえ、ご意見がございましたら下記記入欄に記載をいただけますようお願いいたします。

なお、いただいたご意見については可能な限り反映したいと考えてはおりますが、治水施設であるため制約も多く、反映できない場合もありますのでご了承ください。

■現時点での計画内容

- ・堤防天端の舗装
- ・散策路
- ・斜川を利用したせせらぎ
- ・ハス池
- ・施設整備
（あずまや、ベンチ、看板）

■航空写真



■ご意見記入欄

※特定の位置等の記載が必要な場合は、航空写真に印をご記入ください。

<問合せ>

静岡土木事務所河川改良課

齋藤晴菜

TEL: 054-286-9364

mail: shizudo-kasen@pref.shizuoka.lg.jp

